

四日市市告示第228号

四日市市デマンドタクシー実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広



四日市市デマンドタクシー実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市デマンドタクシー実施要綱（令和3年四日市市告示第449号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（対象者） 第2条 デマンドタクシーを利用できる者は、次の各号の全てに該当する個人とする。 （1）及び（2）（略） （3）道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の最寄りの停留所（ただし、市が定める地点とする。）から直線距離で300メートル以上離れたところ又は市が定める停留所（ただし、市が定める地点とする。）から直線距離で300メートル未満のところに住所を有すること （4）（略） （利用登録証及び利用券の交付） 第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに第2条に規定する要件を確認し、該当すると認めたときは、利用登録証（第2号様式）を交付し	（対象者） 第2条 デマンドタクシーを利用できる者は、次の各号の全てに該当する個人とする。 （1）及び（2）（略） （3）道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の最寄りの停留所（ただし、市が定める地点とする。）から直線距離で300メートル以上離れたところに住所を有すること （4）（略） （利用登録証及び利用券の交付） 第4条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに第2条に規定する要件を確認し、該当すると認めたときは、利用登録証（第2号様式）を交付し

(ただし、初回の利用登録の場合に限る。)、かつ、予算の範囲内において、利用券を96枚交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、最大96枚を追加交付する。

2 (略)

(利用の方法)

第5条 (略)

2 利用者は、デマンドタクシーの利用料金が500円ごとに1枚利用することができ、乗車1回につき2枚を限度として利用することができる。

(ただし、初回の利用登録の場合に限る。)、かつ、予算の範囲内において、利用券を1か月あたり8枚交付するものとする。

2 (略)

(利用の方法)

第5条 (略)

2 利用者は、デマンドタクシーの利用料金が500円ごとに1枚利用することができ、乗車1回につき2枚を限度として利用することができる。ただし、デマンドタクシーの利用料金が、利用券の利用金額未満の場合は、その差額を利用者に渡さないものとする。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(都市整備部都市計画課)